

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路位置の指定……………
- … (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課) …
- 森林法第百八十九条の揭示 (三件) ……………
- … (産業労働局農林水産部森林課) ……
- 都市計画の図書の縦覧 (二件) ……………
- … (都市整備局都市づくり政策部都市計画課) ……
- 当せん金付証券の発売委託……………
- … (全国自治宝くじ事務協議会) ……

告示

● 東京都告示第千二百七十一号
 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。) 第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備えて縦覧に供する。

平成二十九年八月十四日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類
 指定年月日
 指定に係る道路の位置
 指定に係る道路の延長及び幅員 (単位メートル)

法第四十二条 平成二十九 国立市大字谷 延長
 第一項第五号 年七月二十 保字下毛峯下 二四・七七
 の規定による 七日 七千四百十番 幅員
 十及び七千百 四・〇〇
 四十一番十二 四一
 の各一部

● 東京都告示第千二百七十二号

森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施設要件を変更する旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を揭示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十九年八月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林の所在場所等

指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な通知の相手方	揭示場所
あきる野市養沢字向養	青木江里子	あきる野市役所
沢一一二五番イ		
あきる野市乙津字夕日	名倉知正	
平二五六三番、二五六四番、二五六六番		
青梅市成木七丁目一六	加藤利喜造	青梅市役

八〇番

所

青梅市梅郷一丁目一八 森田範行 九九番

二 通知の要旨

(一) 一の保安林について、指定施設要件を変更する旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定に基づき通知する。

(二) 変更後の指定施設要件については、平成二十九年農林水産省告示第八百六号のとおり。

● 東京都告示第千二百七十三号

森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施設要件を変更する旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を揭示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十九年八月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林の所在場所等

指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な通知の相手方	揭示場所
八王子市上恩方町一六	草木リン	八王子市役所
九〇番、一七二九番イ		
八王子市上恩方町一七	草木公一	
二九番一、一七二九番二		
西多摩郡檜原村字藤原	田之倉福富	檜原村役

九二七八番三

場

二 通知の要旨

- (一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定に基づき通知する。
- (二) 変更後の指定施業要件については、平成二十九年農林水産省告示第八百七号のとおり。

●東京都告示第千二百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十九年八月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な通知の相手方	掲示場所
西多摩郡奥多摩町棚澤字往の久保二七三番	山宮永稔	奥多摩町役場

二 通知の要旨

- (一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定に基づき通知する。
- (二) 変更後の指定施業要件については、平成二十九年農

林水産省告示第八百八号のとおり。

公 告

都市計画の図書の縦覧について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により関係区市町村から次の都市計画の図書の送付があったので、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十九年八月十四日

東京都知事 小 池 百合子

都市計画の種類 都市計画の決定の告示

東京都市計画景観地区 平成二十九年三月三十一日葛飾区告示第百十四号

柴又地域景観地区

福生都市計画地区 平成二十九年三月三十一日瑞穂町告示第百一十一号

新青梅街道沿道地区地区計画

福生都市計画地区 平成二十九年四月一日羽村市告示第七十四号

栄町三丁目西部地区

東京都市計画地区 平成二十九年五月二十二日港区告示第百七十四号

西新橋一丁目北地区地区計画

東京都市計画第一種市街地再開発事業 平成二十九年五月二十二日港区告示第百七十六号

新橋田村町地

区第一種市街地再開発事業

立川都市計画地区 平成二十九年五月二十二日東大和市告示第三十号

芋窪六丁目・上北台一丁目地区地区計画

東京都市計画第一種市街地再開発事業 平成二十九年六月六日葛飾区告示第百九十五号

立石駅北口地区

東京都市計画地区第一種市街地再開発事業 平成二十九年六月六日葛飾区告示第百九十六号

立石駅北口地区地区計画

東京都市計画地区 平成二十九年六月二十二日世田谷区告示第四百六十九号

八幡山三丁目地区地区計画

東京都市計画地区 平成二十九年六月二十二日江戸川区告示第三百九十一号

東葛西一丁目付近地区地区計画

東京都市計画第一種市街地再開発事業 平成二十九年三月三十一日豊島区告示第百十二号

東池袋四丁目二番街地区第一種市街地再開発事業

東京都市整備局都市づくり政策部都市縦覧場所

東京都市整備局都市づくり政策部都市

計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)

都市計画の図書の縦覧について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により関係区市町村から次の都市計画の図書の送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十九年八月十四日

東京都知事 小池 百合子

都市計画の種類 都市計画の変更の告示

東京都市計画通 平成二十九年三月三十一日千代田区告示第三十七号

第一号東京駅南側通路線

東京都市計画通 平成二十九年三月三十一日中央区告示第五十八号

第一号東京駅南側通路線

東京都市計画特定街区 平成二十九年三月三十日新宿区告示第二百十九号

西新宿一丁目(十一・一二号地)特定街区

東京都市計画緑地 平成二十九年二月十三日大田区告示第七十五号

第九十四号多摩川親水緑地

福生都市計画用途地域 平成二十九年三月三十一日瑞穂町告示第六十二号

福生都市計画高度地区 平成二十九年三月三十一日瑞穂町告示第六十三号

福生都市計画防火地域及び準防火地域 平成二十九年三月三十一日瑞穂町告示第六十四号

東京都市計画公園 練馬第二・二・百四十四号 上石神井三丁目公園 平成二十九年四月十三日練馬区告示第二百六十六号

東京都市計画公園 練馬第二・二・百四十五号 下石神井五丁目公園 平成二十九年四月十三日練馬区告示第二百六十七号

福生都市計画用途地域 平成二十九年四月一日羽村市告示第七十一号

福生都市計画特別工業地区 平成二十九年四月一日羽村市告示第七十二号

福生都市計画高度地区 平成二十九年四月一日羽村市告示第七十三号

東京都市計画公園 第八・三・三十二号宮下公園 平成二十九年四月二十六日渋谷区告示第一百十九号

東京都市計画駐車場 第二十七号宮下駐車場 平成二十九年四月二十六日渋谷区告示第一百二十号

東京都市計画道路 平成二十九年四月二十六日渋谷区告示第一百二十一号

幹線街路環状第五の一号線 平成二十九年五月一日町田市告示第五十九号

町田市計画公園 第五・五・五号野津田公園 平成二十九年五月一日町田市告示第六十号

町田市計画下水道 町田市公共下水道 平成二十九年五月二十二日港区告示第七十五号

東京都市計画高度利用地区 新橋田村町地区 平成二十九年五月一日中野区告示第六十三号

中野第四号中野四季の森公園地下自転車駐車場 平成二十九年三月三十一日豊島区告示第一百十号

東京都市計画高度地区 東池袋四丁目二番街地区 平成二十九年三月三十一日豊島区告示第一百十一号

東京都市計画高度利用地区 東池袋四丁目二番街地区 平成二十九年三月三十一日豊島区告示第一百十三号

東京都市計画地区計画 東池袋四・五丁目地区 平成二十九年三月三十一日豊島区告示第一百十四号

東京都市計画防火地域及び準防火地域 平成二十九年三月三十一日豊島区告示第一百十四号

火地域

東池袋四丁目
二番街区地区

東京都市計画公
園
平成二十九年三月三十一日豊島区告示第
百十五号

豊島第二・二
・十八雑司が
谷第二公園

立川都市計画用
途地域
平成二十九年五月二十二日東大和市告示
第三十五号

立川都市計画高
度地区
平成二十九年五月二十二日東大和市告示
第三十六号

立川都市計画防
火地域及び準防
火地域
平成二十九年五月二十二日東大和市告示
第三十七号

東京都市計画高
度利用地区
平成二十九年六月六日葛飾区告示第百九
十七号

立石駅北口地
区

東京都市計画道
路
平成二十九年六月六日葛飾区告示第百九
十八号

区画街路葛飾
区画街路第三
号線

府中市市計画生
産緑地地区
平成二十九年六月八日府中市告示第八十
三号

東京都市計画地
区計画
平成二十九年六月二十二日世田谷区告示
第四百六十五号

北沢三・四丁
目地区地区計
画

東京都市計画一
団地の住宅施設
平成二十九年六月二十二日世田谷区告示
第四百七十号

八幡山住宅一
団地の住宅施
設

東京都市計画地
区計画
平成二十九年六月二十二日世田谷区告示
第四百七十一号

世田谷西部地
域上北沢・桜
上水・八幡山
地区地区計画

東京都市計画高
度地区
平成二十九年六月二十二日世田谷区告示
第四百七十二号

東京都市計画高
度地区
平成二十九年六月二十二日江戸川区告示
第三百九十二号

多摩都市計画生
産緑地地区
平成二十九年六月十六日稲城市告示第六
十四号

東京都市計画地
区計画
平成二十九年六月二十二日中野区告示第
七十号

中野駅西口地
区地区計画

東京都市計画高
度地区
平成二十九年六月二十二日中野区告示第
七十一号

東京都市計画防
火地域及び準防
火地域
平成二十九年六月二十二日中野区告示第
七十二号

縦覧場所
東京都市整備局都市づくり政策部都市
計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北
側)

雑報

当せん金付証券の発売委託について
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四百四十四号）
 第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定めら
 れた日までに申請してください。
 平成二十九年八月十四日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
 発売総額及び枚数
 証券金額
 一枚二百円

二 発売期間
 平成二十九年十一月十五日から同月二十八日ま

三 当せん金の総額
 委託対象事務の範囲

四 売りさばき及び当せん金支払手数料
 発売総額に対して一億三千五百四十万四千四百

五 その他発売経費
 平成二十九年八月二十五日

六 受託申請期限
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関

七 その他
 係通達による。

八 名称
 発売総額及び枚数
 証券金額
 一枚二百円

九 発売期間
 平成二十九年十二月二十七日から平成三十年一

十 当せん金の総額
 委託対象事務の範囲

十一 売りさばき及び当せん金支払手数料
 発売総額に対して六億七千五百万円

十二 その他発売経費
 平成二十九年八月二十五日

十三 受託申請期限
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関

十四 その他
 係通達による。

一 名称
 発売総額及び枚数
 証券金額
 一枚三百円

二 発売期間
 第七百三十五回全国自治宝くじ

三 当せん金の総額
 委託対象事務の範囲

四 売りさばき及び当せん金支払手数料
 発売総額に対して一億三千六百七十六万四千四百

四 発売期間
 平成二十九年十二月二十七日から平成三十年一
 月二十三日まで
 発売総額に対して十四億円
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
 画を除く全ての事務

五 当せん金の総額
 委託対象事務の範囲

六 売りさばき及び当せん金支払手数料
 発売総額に対して二億三百八十万一千四百円

七 その他発売経費
 平成二十九年八月二十五日

八 受託申請期限
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関

九 その他
 係通達による。

一 名称
 発売総額及び枚数
 証券金額
 一枚二百円

二 発売期間
 平成二十九年十二月二十七日から平成三十年一

三 当せん金の総額
 委託対象事務の範囲

四 売りさばき及び当せん金支払手数料
 発売総額に対して六億七千八百四十五万円

五 その他発売経費
 平成二十九年八月二十五日

六 受託申請期限
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関

七 その他
 係通達による。

八 名称
 発売総額及び枚数
 証券金額
 一枚三百円

九 発売期間
 平成三十年三月一日から同月三十一日まで

十 当せん金の総額
 委託対象事務の範囲

十一 売りさばき及び当せん金支払手数料
 発売総額に対して七億一千万円

十二 その他発売経費
 平成二十九年八月二十五日

十三 受託申請期限
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関

係通達による。

係通達による。

第七百三十六回全国自治宝くじ

平成二十九年十二月二十三日まで

発売総額に対して一億三千五百四十万四千四百

六十円

平成二十九年八月二十五日

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関

係通達による。

第七百三十九回全国自治宝くじ

十五億円 五百万枚

一枚三百円

平成三十年三月一日から同月三十一日まで

発売総額に対して七億一千万円

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企

画を除く全ての事務

発売総額に対して一億四百四十六万八千四百円

平成二十九年八月二十五日

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関

係通達による。

係通達による。

第七百四十回全国自治宝くじ

二	発売総額及び枚数 証券金額	十一億円 五百五十万枚 一枚二百円
三	発売期間	平成三十年三月一日から同月三十一日まで
四	当せん金の総額	発売総額に対して四億九千五百万円
五	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
六	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して九千九百五十一万八千七百六十円
七	その他発売経費	発売総額に対して七千七十三万円
八	受託申請期限	平成二十九年八月二十五日
九	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第七百四十一回全国自治宝くじ
二	発売総額及び枚数	十一億円 五百五十万枚 一枚二百円
三	証券金額	平成三十年三月十四日から同月三十一日まで
四	発売期間	発売総額に対して四億九千五百万円
五	当せん金の総額	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
六	委託対象事務の範囲	発売総額に対して九千九百五十一万八千七百六十円
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して七千七十三万円
八	その他発売経費	平成二十九年八月二十五日
九	受託申請期限	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
十	その他	

発行所
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七號
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

